

平成30年3月27日

平成29年度第12回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成30年3月27日(火) 午前9時30分  
場所 美浦村役場3階大会議室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 付議事項

- 議案第1号 平成30年度美浦村学校評議員の委嘱について
- 議案第2号 平成30年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師の委嘱について
- 議案第3号 平成30年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について
- 議案第4号 平成30年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について
- 議案第5号 美浦村社会教育指導員の委嘱について
- 議案第6号 美浦村社会教育委員の委嘱について
- 議案第7号 美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第8号 美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第9号 美浦村スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第10号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

4. 報告事項

- 報告第1号 美浦村適応指導教室指導員の任命について
- 報告第2号 平成28年度点検・評価報告書について
- 報告第3号 美浦村立小中学校時差出勤実施要領(案)について
- 報告第4号 美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱(案)について
- 報告第5号 「美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令」の改正報告について

5. その他

6. 閉会

## 議案第1号

平成30年度美浦村学校評議員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

### 記

美浦村立学校管理規則(昭和48年教委規則第2号)第17条の2第3項に基づき、平成30年度美浦村学校評議員を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

## 議案第 2 号

平成 30 年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 27 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

### 記

美浦村立学校管理規則（昭和 48 年教委規則第 2 号）第 18 条に基づき，平成 30 年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第3号

平成30年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成30年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について

美浦村少人数指導非常勤講師取扱要綱（平成17年4月1日施行）第2条に基づき、美浦村少人数指導非常勤講師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第4号

平成30年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成30年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について

美浦村立中学校非常勤講師取扱要綱(平成24年4月1日施行)第2条に基づき、美浦村立中学校非常勤講師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第5号

美浦村社会教育指導員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村社会教育指導員の委嘱について

美浦村社会教育指導員規則（昭和57年教委規則第3号）第2条の規定に基づき、美浦村社会教育指導員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第6号

美浦村社会教育委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村社会教育委員の委嘱について

美浦村社会教育委員に関する条例（昭和48年条例第5号）第2条の規定に基づき、美浦村社会教育委員の委嘱を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第7号

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、美浦村公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第8号

美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について

美浦村スポーツ推進審議会条例（昭和37年条例第9号）第2条の規定に基づき、美浦村スポーツ推進審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第9号

美浦村スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項及び美浦村スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年教委規則第2号)第1条の規定に基づき、美浦村スポーツ推進委員の委嘱を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第10号

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

美浦村体育施設等管理運営規程（平成26年教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書を削る。

○美浦村体育施設等管理運営規程

平成26年3月26日

教委規程第1号

(体育施設の使用申請)

- 第4条 体育施設の使用を希望する者及び団体は、美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成5年規則第2号。以下「光と風の丘公園規則」という。)第5条、美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則(平成18年規則第13号。以下「農トレ規則」という。)第3条、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「学校開放規則」という。)第9条及び美浦村民運動公園管理及び運営規則(昭和51年教委規則第2号)第3条に規定する使用許可申請書を光と風の丘公園のクラブハウス窓口(以下「窓口」という。)に提出する。
- 2 電話での予約申請は原則として認めない。ただし、遠方等により窓口に来る事が困難な場合は、FAXでの申請を認めるものとする。
  - 3 体育施設の利用の受付期間は、光と風の丘公園規則第5条に規定する場合を除き、利用希望日の1ヶ月前から前日までとする。ただし、光と風の丘公園野球場、ロッジハウス、村立小中学校体育施設を除き、利用を希望する当日において、他の者の予約がなく未利用の場合は当日の受付を認める。
  - 4 申請の受付時間は、8時30分から21時までとする。~~ただし、休園日の受付時間は8時30分から17時とする。~~

報告第1号

美浦村適応指導教室指導員の任命について

上記について下記のとおり報告する。

平成30年3月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成30年度美浦村適応指導教室指導員の任命について

美浦村適応指導教室設置要綱（平成16年4月1日施行）第7条に基づき、美浦村適応指導教室指導員を下記のとおり任命する。

人事に関する案件のため非公開

## 報告第2号

平成28年度点検・評価報告書について

上記について別紙のとおり報告する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

別紙「平成28年度点検・評価報告書」は

ホーム→行政情報→美浦村役場のご案内→教育委員会→教育委員会 点検・評価報告書

URL：<http://www.vill.miho.lg.jp/page/page001025.html>

をご覧ください。

美浦村  
Miho Village

背景色 白 黒 黄 青 文字サイズ 標準 拡大 翻訳 MULTILINGUAL

お探しの情報はこちらから

暮らし・環境 子育て・教育 福祉・健康 観光・イベント 産業・仕事 行政情報

ホーム 行政情報 美浦村役場のご案内 教育委員会 教育委員会 点検・評価報告書

ツイート いいね! 0 LINEで送る

### 教育委員会 点検・評価報告書

点検・評価報告書は、下記ファイルをダウンロードしてご覧ください。

関連書類ダウンロード

	H28美浦村教育委員会 点検・評価報告書	PDF形式 / 1.71MB
	H27美浦村教育委員会 点検・評価報告書	PDF形式 / 2.74MB
	H26美浦村教育委員会 点検・評価報告書	PDF形式 / 1.04MB
	H25美浦村教育委員会 点検・評価報告書	PDF形式 / 1.44MB

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。  
お持ちでない方は、左のボタンをクリックしてAdobe Readerをダウンロード(無料)してください。

### お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは学校教育課です。

本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515  
電話番号：029-885-0340 (代) ファックス番号：029-885-4953

報告第3号

美浦村立小中学校時差出勤実施要領（案）について

上記について別紙のとおり報告する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

○美浦村立小中学校時差出勤実施要領（案）

平成 年 月 日  
 教 育 長 決 定

（趣旨）

第1条 職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、職員一人ひとりがモチベーションを高め、その個性と能力を最大限発揮できる職場環境を整備するため、時差出勤を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（実施期間）

第2条 時差出勤の実施期間は、美浦村立学校管理規則（昭和48年教委規則第2号）第3条に定める、夏季休業日及び冬季休業日とする。

（対象者）

第3条 時差出勤の対象となる職員は、県費負担職員とする。

（勤務開始時刻等）

第4条 時差出勤適用の承認を受けた職員（以下「承認職員」という。）の勤務開始時刻及び退勤時刻は、次の各区分に掲げるとおりとする。

区分	勤務開始時刻	退勤時刻
早出A	通常の勤務時間開始時刻の120分前から	通常の勤務時間終業時刻を120分繰り上げ
早出B	通常の勤務時間開始時刻の90分前から	通常の勤務時間終業時刻を90分繰り上げ
早出C	通常の勤務時間開始時刻の60分前から	通常の勤務時間終業時刻を60分繰り上げ
早出D	通常の勤務時間開始時刻の30分前から	通常の勤務時間終業時刻を30分繰り上げ
遅出A	通常の勤務時間開始時刻の30分後から	通常の勤務時間終業時刻を30分繰り下げ
遅出B	通常の勤務時間開始時刻の60分後から	通常の勤務時間終業時刻を60分繰り下げ
遅出C	通常の勤務時間開始時刻の90分後から	通常の勤務時間終業時刻を90分繰り下げ
遅出D	通常の勤務時間開始時刻の120分後から	通常の勤務時間終業時刻を120分繰り下げ

（承認期間）

第5条 時差出勤を承認する期間は、原則として1週間単位（日曜日から土曜日）とする。ただし、校長が特に必要と認める場合には、当該期間から、特定の日又は期間を除外して承認することができる。

（申請）

第6条 時差出勤の適用を受けようとする職員は、原則として承認を受けようとする日の1週間前までに時差出勤管理簿（様式第1号）を校長に提出するものとする。

(承認)

第7条 校長は、職員から時差出勤管理簿の提出があったときは、学校教育活動及び校務に支障がある場合を除き、時差出勤を承認することとする。

2 前項の規定による承認は、原則として時差出勤の適用を受けようとする日の3日前までに行うものとする。

(勤務時間の割振り区分の変更)

第8条 承認職員が、勤務時間の割振り区分を変更しようとするときは、原則として変更の適用を受けようとする日の1週間前までに、第6条に定める時差出勤管理簿を提出するものとする。

(承認の取消等)

第9条 校長は、時差出勤の適用が、学校運営上著しい支障を生ずると認めるときは、原則として3日前までに、時差出勤管理簿により承認職員に通知し、承認を取り消すものとする。

2 所属長は、特定の日又は期間に承認職員が各学校の設定した通常の勤務時間に勤務しなければ、学校教育活動及び事務に著しい支障を生ずると認めるときは、承認の効果を当該特定の日又は期間に限り停止することができる。承認の停止を行う場合、原則として停止を行う日の3日前までに、承認職員に通知するものとする。

(時差出勤変更届)

第10条 承認職員は、育児・介護等本人の事情により時差出勤ができないこととなったとき、又は、突発的な業務の発生等により、承認期間中、労働時間の増加につながるが見込まれる状況となったときは、速やかに時差出勤管理簿に変更事由及び取消希望日を記入し、校長に届け出なければならない。

2 校長は、承認職員から前項の規定による時差出勤変更の届出があったときは、速やかに承認を取り消すものとする。

(時差出勤指定表)

第11条 校長は、時差出勤指定表(様式第2号)を職員の見やすい場所に掲示する等して、承認職員が明確になるよう努めなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 時差出勤管理簿

学 校 名	
職 名	
氏 名	
職員番号	

実施期間	承認申請				承認取消			朝型勤務変更			
	勤務開始時刻	特定の日又は期間	本人印	承認者印	取消事由	取消の日又は期間	承認者印	変更事由	取消希望日	本人印	承認者印

※この管理簿は、時差出勤を希望する職員ごとに作成すること。



報告第4号

美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱（案）について

上記について別紙のとおり報告する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

○美浦村立小中学校早期退庁日運用要綱（案）

平成 年 月 日  
教 育 長 決 定

（目的）

第1条 この要綱は、効率的な業務処理の仕組みを確立して、総実労働時間の短縮を図り、もって教職員の健康の保持・増進と更なる学校教育の充実を図ることを目的として導入する「早期退庁日」の運用取扱いについて定めるものとする。

（早期退庁日の設定）

第2条 時間外勤務の削減を図るため、月1回以上、早期退庁日（以下「早期退庁日」という。）を設けるものとする。

2 各小中学校にあっては、各校の実情に応じ早期退庁の時間を定め、早期退庁を励行する。

（早期退庁日の運用）

第3条 早期退庁日には、緊急、特別の業務がない限り、早期退庁をしなければならない。

2 教頭は、早期退庁日当日の朝に、全教職員に対し庁内情報システムの掲示板に掲示する等により、早期退庁日に対する教職員の注意を喚起するよう努めるものとする。

3 各小中学校の長は、早期退庁日の指示・確認を行うとともに、率先して早期退庁するとともに、教職員の早期退庁を促すものとする。

4 業務上の都合等で、やむを得ず早期退庁日に早期退庁することができなかった教職員については、翌勤務日を早期退庁日とし、月1回の早期退庁日を確保しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 美浦村内小中学校の働き方改革について

美浦村教育委員会では、平成30年度、美浦村内小中学校の働き方改革として、以下の5つの取り組みを実施することといたしました。

働き方改革に取り組むことにより、教職員が本来業務にゆとりをもって専念し、子どもたちと向き合う時間を確保することができるよう、勤務環境の改革を進めてまいります。

### 記

#### 1 学校閉庁日の実施

- ・ 夏季休業期間中の8月11日（土）～16日（木）の6日間及び11月13日（火）県民の日を、各学校が学校業務を行わない学校閉庁日とする。

#### 2 早期退庁日の実施

- ・ 各学校で月1回以上、早期退庁日を設定し実施する。

#### 3 部活動休養日の実施

- ・ 部活動は、原則として週2日間休養日を設ける。

#### 4 勤務時間の見える化の取り組み

- ・ 時間管理の意識づけとして、勤務時間の見える化に取り組む。

#### 5 時差出勤の実施

- ・ 夏季及び冬季休業期間中に、時差出勤を実施する。

<問い合わせ先>

美浦村教育委員会 指導室長 田組順和 Tel : 029-885-0340

報告5号

「美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令」の改正報告について

上記について下記のとおり報告する。

平成30年3月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村臨時職員雇用管理規程の一部を改正する訓令

美浦村臨時職員雇用管理規程（平成6年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表（第7条関係）中

「

(3) 整理作業員	時給 800円
-----------	---------

」を

「

(3) 整理作業員	時給 820円
-----------	---------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。